

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 村尾 和俊

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。）

2 申請年月日

平成24年12月19日(水)

3 変更予定日

認可後、NTT東西の準備が整い次第実施。

4 概要

第一種指定電気通信設備の情報開示の在り方に関して、平成23年12月情報通信審議会答申（「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」。以下「ブロードバンド答申」という。）において、「設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性がある」との認識のもと、公正競争環境を一層整備する観点から、「配線ブロック情報の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置をとることにより、接続事業者による加入光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要」との考えが示された。

本ブロードバンド答申を踏まえ、接続事業者による光ファイバ等利用の判断を容易にするため、一層の開示が必要と考えられる情報について、平成13年総務省告示第395号（電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件。以下「情報開示告示」という。）の一部が改正された。

本件は、以上を踏まえ、新たに開示が必要とされた情報の開示を他事業者が受ける手続及び手続費について、新たに接続約款に規定するものである。

5 主な変更内容

(1)新設する開示手続

| 新設する開示手続 | 開示手法 | 有償/無償 | 開示内容 |
|---|---|-------|---|
| ① 収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報の公開 | HPIによる開示 | 無償 | ・収容局ごとの光配線区画数 ・収容局ごとの加入電話等敷設数 ^{※1} ・加入電話等敷設数の多寡により分類した光配線区画数 |
| ② 収容局ごとの光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査 | 要望の都度個別開示 | 有償 | ・局舎のカバーエリア内における光配線区画ごとの外縁に位置する電柱等設備 ^{※2} の座標情報 |
| ③ 光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査 | 既存の光配線区域情報調査の手続又は②の手続により調査した収容局について、要望した場合に開示 | 有償 | ・光配線区画ごとの加入電話等敷設数 ^{※1} |
| ④ 収容局ごとのシングルスターとシェアドアクセス等を利用している接続事業者数の公開 | HPIによる開示 | 無償 | ・収容局ごとのシングルスターとシェアドアクセス等を利用している接続事業者数 |
| ⑤ 収容局ごとのコロケーションリソースの空きが生ずる予定時期の開示 | HPIによる開示 | 無償 | ・収容局ごとのコロケーションリソースの空きがない場合における空きが生ずる予定時期 |

※1 加入電話、ISDN、メタル専用線及びメタルの保留回線に係る回線数の合計。

※2 電柱のほかハンドホール等を含む。

なお、②、③の情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間については、一度に行われる申込数により、作業に要する日数が大きく変わるものであり、実績がない現時点においては、標準期間を適正に定めることは困難であることから規定されていない。

(2)手続費の設定

| 区分 | 単位 | 料金 | |
|---|------------|--------|--------|
| | | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に係る費用(上記②) | 1 通信用建物ごとに | 1,312円 | 1,561円 |
| 光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用(上記③) | 1 通信用建物ごとに | 2,128円 | 2,757円 |

※ 当該手続費については、既存の光配線区域情報調査費と同様、接続約款の規定に基づき、実績に基づき精算され、遡及適用される。なお、初年度の手続費は、既存の光配線区域情報調査費の過去2年間の実績を踏まえて算定されている。

6 諮問を要しない理由

本件は、ブロードバンド答申を踏まえ情報開示告示の一部が改正されたことにより、新たに開示が必要とされた情報の開示を他事業者が受ける手続について、新たに接続約款に規定するものであるが、本件の変更内容は改正された情報開示告示の趣旨に沿ったものであり、また、その電気通信設備の接続そのものについて負担すべき料金を規定する

ものではない。

本件は以上を踏まえ、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号(平成20年9月30日)に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。